

監委公告第 2 号
平成31年1月21日

熊本市監査委員 鈴木 弘

熊本市監査委員 齊藤 聰

熊本市監査委員 宮本 邦彦

熊本市監査委員 高島 剛一

監査結果に基づき市長等が講じた措置について

包括外部監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた改善策について、熊本市長等より通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により公表する。

目 次

包括外部監査の結果に係る措置

平成 12 年度	1
平成 17 年度	2
平成 18 年度	4
平成 26 年度	5
平成 28 年度	6
平成 29 年度	38

(関係条文)

・地方自治法第 252 条の 37 第 5 項

包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。

・地方自治法第 252 条の 38 第 6 項

前条第 5 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。

平成12年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：水道事業の「財務に関する事務の執行」及び
 「経営に関する事業の管理」について～

上下水道局 経営企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>労働会館用地の有償所管換について、平成12年度の貸付料は、同地域周辺の地代と比較すると非常に安い。水道局の運営は、地方公営企業法第3条により「経済性」が要求される。資産についても経済合理性に基づき有効活用すべき。労働会館は、公共性、公益性は認められるものの、水道事業に関連したものではない。水道局から熊本市の一般会計へ有償で所管換えし、熊本市が行政サービスの一環として直接貸付けるべきものではないか。</p>	<p>平成30年3月12日付で熊本県労働会館より正式に土地の購入申し入れがあり、平成30年度内の売却について準備を進めてきた。</p> <p>平成30年度の普通財産貸付については、土地売買契約後の土地引渡し完了まで継続することとする。</p> <p>平成30年9月25日付で熊本県労働会館と土地売買契約を締結し、10月16日に土地代金完納及び土地引渡しとなる。</p> <p>土地代金完納後に法務局に嘱託登記を行い、10月22日付の所有権移転登記完了をもって労働会館用地の売却を完了した。</p> <p>なお、本契約は熊本市上下水道局普通財産の有効活用に関する要綱第3条第3号カに基づく随意契約であり、相手方に本来の目的を履行させるため、用途指定及び買戻特約を設定した契約内容としている。</p> <p>また、普通財産貸付契約についても、土地引渡し日である10月16日付で本年度分の変更契約を行った。</p>	<p>平成30年10月22日</p>

平成17年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：貸付金等の未収管理について～

健康福祉局 福祉部 健康福祉政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜指摘：災害援護資金貸付金：債権管理状況＞</p> <p>滞納理由の中に債権者が既に完済を主張している案件が2件ある。領収済通知等が残されておらず納付の事実があったか否か確認できないまま滞留扱いとしている。システム自体にも問題があり、不納欠損処理を検討するとともにチェック体制を再検討すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ:1-66)</p>	<p>債権管理課と協議した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方および当課において、当時の記録がなく、お互い主張を証明できないこと。 ・7回の償還のうち6回は、期限内に償還がなされていること。 ・すでに時効が完成しており、仮に法的手続きをとったとしても、回収できないこと。 <p>以上を理由に、債権放棄をすることで方針を決定し、平成30年3月26日に債権管理条例に基づく債権放棄を行い、不納欠損処理をした。</p> <p>チェック体制についても、滞納分はもちろんのこと、平成31年度からはじまる熊本地震分の償還に向けて、業務体制の見直しや熊本市債権管理マニュアルにもとづいた事務フローの作成、正確な債権管理を行っていく上でのシステムの改修に取り組んでいる。</p>	<p>平成30年3月26日</p>

平成17年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：貸付金等の未収管理について～

健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：母子寡婦資金貸付金：不納欠損処理> 民法上は消滅時効である10年が不納欠損処理の判断基準になるが、電算システムの関係で過去において一切行われていない。電算システムからデータを出力し、適切に処理していく必要がある。 (報告書掲載ページ:1-79)</p>	<p>電算システムの改修によりシステムからのデータ抽出が可能になったことから、不納欠損処分に向けての処理を開始した。</p>	<p>平成30年1月15日</p>

平成18年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：電子情報化システムの導入および運用の適法性および有効性について～

総務局 行政管理部 情報政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：システム利用時のID、パスワードの管理> ホスト系システムにおけるパスワードを画面上に表示することは避け、パスワード交付は直接本人に対して行うべきである。 (報告書掲載ページ：38)</p>	<p>平成30年5月に税システムがAネット(パスワードは非表示)に移行したことに伴い、6月末にホストシステムの全ての業務が終了したため、指摘のパスワードを表示するホスト画面はなくなった。 ホストシステムの改修には多大な費用が必要なことから、ホスト運用停止をもって本件の措置済とした。</p>	<p>平成30年6月30日</p>

平成26年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について～

経済観光局 観光交流部 観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：協定書上のリスク分担の明示について></p> <p>「桜の馬場観光交流施設及び桜の馬場観光交流施設駐車場指定管理者申請要項」には、指定管理者と市との責任分担は、PFIの事業契約書によることとする旨の記載があり、指定管理者制度上のリスク分担も実質的にはPFIの事業契約書によることとなると思われる。</p> <p>しかし、指定管理の根本を定める協定書において、リスク分担について条文上「別紙リスク分担表のとおりとする」となっているにも関わらず当該別紙の記載がないため、協定書上ではリスク分担が不明確となっている。</p> <p>したがって、協定書上もリスク分担を明示するか、「リスク分担についてはPFI事業契約のとおりとする」旨の記載をすべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：341)</p>	<p>【桜の馬場観光施設】</p> <p>契約内容変更の協定書を取り交わし、リスク分担表を契約書に添付した。</p>	<p>平成29年12月1日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：公有財産台帳における価格の妥当性について></p> <p>市は熊本市財産規則に従い、土地の取得価格を調査し取得価格が判明した物件については、当該取得価格で土地台帳に登載し、取得価格が不明な物件については評定価格又は見積価格で土地台帳に登載すべきである。 （報告書掲載ページ：109）</p>	<p>当該物件は、昭和54年当時の体育保健課（現在の健康教育課）において交通局より有償所管換えにて取得後、熊本市学校給食調理場敷地（5,538.60㎡）のうち3,944.15㎡を、日吉第2団地（現在の横林団地）用地として所管換えを受け、平成9年度に道路用地として12.69㎡を熊本県に売却した残地（3,931.46㎡）である。</p> <p>土地価格については、昭和52年2月24日開催の市有財産審議会において価格31,700円/㎡で承認されていることから、これに残地面積3,931.46㎡を乗じた額124,627,282円を取得金額として見積もり、資産マネジメント課に、土地台帳へこの取得金額の登載依頼を行った。</p>	<p>平成30年3月14日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：土地台帳の記載内容の正確性（価格）について></p> <p>土地台帳の価格は取得価格で登載する必要があるが、台帳価格がゼロで登載されているなど、正確性、信憑性に疑問のある記載内容が散見された。</p> <p>市が土地を取得した際には、熊本市財産規則の規定に基づき、土地台帳に取得価格を登載し、寄附等により取得価格を登載することができない場合は、評定価格又は見積価格を登載する必要がある。</p> <p>（報告書掲載ページ：266）</p>	<p>寄附や合併等により取得した土地について、台帳価格に関する財産規則の規定に合致していないもの（台帳価格の未記入等）があったため、調査の上、取得価格、評定価格等の入力を平成29年度中に完了した。</p>	<p>平成30年3月31日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜指摘：土地台帳の記載内容の正確性（地目・面積）について＞</p> <p>まずは財産台帳に記載すべき公有財産の区分、種目及び数量の単位に関する「別段の定め」を早急に策定すべきである。</p> <p>また、登記された面積の変更が財産台帳に反映されていないものが見受けられた。財産台帳の記載事項に変更がある場合には、適時に反映されなければならない。</p> <p>（報告書掲載ページ：267）</p>	<p>平成 29 年度中に「別段の定め」として公有財産台帳記載要領を新たに策定した。</p> <p>また、登記面積の変更が反映されていなかった土地については、財産台帳を修正し、登記面積の反映を行った。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：未利用地の実地管理について></p> <p>公有財産の管理について、「熊本市公有財産管理事務の手引」で定める実地管理が行われていない物件があった。</p> <p>日頃から財産の実地管理を行うとともに、財産の現況を把握し未利用地を適切に管理する必要がある。</p> <p>また、現場視察した未利用地の多くは市の市有財産である旨を表示した看板の設置がなく、柵も十分設置されていないものが散見されており、維持管理を含め実地管理は徹底すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：271)</p>	<p>平成29年6月に全庁的に未利用地の照会を行い、各課所管の未利用地を把握するとともに、看板や柵等の設置状況について確認を行った。</p> <p>また、平成30年度の財政局長通達において、未利用地の適正管理について周知した。</p> <p>今後も市有地の現況把握に努め、各所管課に対して適切な維持管理のための助言指導等を行っていく。</p>	<p>平成30年4月1日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：土地の管理状況について> 【旧井場の下団地】 侵入ができない木柵等の設置、市有地であることを示す看板の設置、定期的な草刈り等、現場管理を徹底すべきである。 （報告書掲載ページ：285）</p>	<p>本地は年2回の除草を予定しており、平成29年8月に1回目、平成30年2月に2回目を実施した。 木柵及び看板の設置については、平成29年12月に実施済み。</p>	<p>平成30年2月28日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：熊本地震の影響による復旧・復興のための財源確保について></p> <p>行政財産に区分されている財産のうち、各所管課にて実際にはすでに用途が廃止された財産や、未活用となっている財産に関しては、用途廃止、分類変更、所属替え等の事務手続が適時かつ適切になされておらず、管財課において未利用地等として把握できない状況が散見された。管財課が市有財産のうち未利用地として把握している財産は、普通財産に区分され、かつ、管財課が未利用地一覧（平成27年4月1日現在）で把握及び管理している34件の財産のみで、所管課が管理しているものに関しては管理がされていなかった。</p> <p>そのため、監査の一環として、平成28年9月、資産マネジメント推進室を通じて、公営企業会計の交通局、上下水道局及び病院局を除く各所管課に対して未利用土地に関する現況調査を依頼し、平成28年10月末時点で各所管から得た回答を基に未利用土地及び用途廃止予定土地の取りまとめを行った。</p> <p>今後、公共施設の再編を行いながら、市の資産総量を縮減させていく取り組みが予定され、土地についても従来以上に余剰が発生することが見込まれる。熊本地震の影響による復旧・復興のための財源確保等の観点から、施設の廃止や集約によって生じる跡地や市が保有する未利用地については、未利用地等の所管課において適時・適確に把握し、売却等の有効活用策について迅速に対応することが必要である。</p> <p>（報告書掲載ページ：20）</p>	<p>未利用地及び用途廃止予定土地に関する全庁的な照会を実施することで、施設の廃止や集約によって生じる土地や未利用地を把握し、市有財産活用・調整会議において有効活用策を検討している。</p> <p>今後も、未利用地等については熊本地震からの復興のための財源確保の観点から有効活用策を検討していく。</p>	<p>平成30年3月31日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：固定資産台帳の今後の見通し></p> <p>国は、平成27年度から平成29年度までの3年間で統一的な基準により①固定資産台帳を整備し、②発生主義・複式簿記の導入により、③統一的な基準による財務書類等の作成を強く要望している。</p> <p>市は、平成26年9月時点で、平成28年度に平成27年度末時点での固定資産台帳の作成を予定していたが、熊本地震等の影響により作成時期が大幅に遅れている。また、今回の監査結果においても、固定資産台帳の不備が数多く検出されている。</p> <p>なお、平成25年度の大都市管財事務主管者会議において、市管財課財産管理班に対応する他市の人員構成を調査している。</p> <p>市を除く16都市の平均人員数は、課長級0名、主幹級1名、主査級3名、係員7名、嘱託職員1名、合計12名となっている。また、市と比較的同規模（人口が90万人未満）の政令指定都市の状況を見ると、新潟市は9名、相模原市は5名、静岡市は7名、浜松市は6名、堺市は10名、岡山市は4名となっており、その平均人員数は6.8名である。</p> <p>他市の状況に鑑みると、市の財産管理班（5名）の人員数は少ない状況にあるといえる。</p> <p>現在の固定資産台帳の整備状況を考えると、平成29年度末までに統一的な基準により①固定資産台帳を整備し、②発生主義・複式簿記の導入により、③統一的な基準による財務書類等を作成するには相当な時間と労力を要すると思われる、現状の人員体制では平成29年度末までの作成が危ぶまれる。今後人員の補強が必要と思われる。</p> <p>（報告書掲載ページ：22）</p>	<p>平成28年度に組織改編に伴う財産管理班の業務内容の変更があったものの、平成29年度末までに、現在の職員数で固定資産台帳の整備を完了し、市ホームページで公開を行っている。今後は、継続的に毎年度、財務書類等を作成し、固定資産台帳を更新する際には、すでに登録されている資産情報の確認・修正を行う。</p>	<p>平成30年3月30日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：固定資産台帳の精緻化について></p> <p>固定資産台帳に関しては、適正な費用配分の観点から、保有する資産を網羅的に台帳へ記載する必要がある。</p> <p>往査施設のみならず他の団地についても、同様の状況があると推察されることから、今後すべての団地について計画的に実地調査による台帳との照合を行うとともに、固定資産台帳への網羅的な計上を行い、固定資産台帳の精緻化を行う必要がある。</p> <p>(報告書掲載ページ：56)</p>	<p>固定資産台帳については、固定資産台帳整備方針に基づき平成27年度末時点を基準として整備しており、この際、団地内の工作物等については、建物と一体のものとして登録を行った。一方で、平成28年度以降に新たに団地の建替え等を行う際は、工作物等を建物とは別に登録することとしており、平成28年度に建替えがあった団地については、既に固定資産台帳への網羅的な登録を行っている。</p>	<p>平成29年12月24日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：収納率の向上について> 【世安団地、秋津団地、東町桜団地、戸島団地、横林団地】 「<市営住宅全体>Ⅱ監査の結果と意見4. 収納率の向上策について」に記載したように、収納率向上に向けて具体的に組みんでいく必要がある。収納率の向上のために、団地ごとの特色や滞納者の状況を適時に把握したうえで、適切な手続きを行っていく必要がある。 （報告書掲載ページ：66、78、88、97、108）</p>	<p>収納率向上のため、口座振替勧奨、電話による催告、督促状・催告書の送付、戸別訪問による納付指導、納付誓約不履行に対する法的措置、徴収員による戸別徴収等を行っており、今後も戸別の状況把握に努め適切に対応していくこととした。</p>	<p>平成30年11月1日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：遊休資産に関する有姿除却について></p> <p>【世安団地】</p> <p>世安団地の固定資産台帳のレビュー及び現場視察を行ったところ、「真空式ゴミ収集」についてはすでに用途廃止となっており、実際には利用されていないにもかかわらず、固定資産台帳に計上されていた。</p> <p>地方公共団体が複式簿記で財務書類を作成するに際して、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成28年5月改訂、総務省。以下「マニュアル」という。）に従うことが求められる。「マニュアル」では減価償却など、適正な費用配分を求めている。</p> <p>「真空式ゴミ収集」に関しては建物と一体化する形で設置しているため、物理的な廃棄はできない状態にある。しかし、このような資産であっても、使用実態に整合した形で適正な費用配分を行うため、備忘価格1円を残したうえで、残額を除却処理する処理（有姿除却）を行う必要がある。</p> <p>なお、当該設備に関しては、世安団地のみならず、他の団地においても利用状況や設置状況を精査の上、適切に処理する必要がある。</p> <p>（報告書掲載ページ：66）</p>	<p>「真空式ゴミ収集」については、備忘価格1円を残したうえで残額を除却処理する処理（有姿除却）を行う。世安団地、他18団地についても同様に処理を行った。</p>	<p>平成30年11月26日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：固定資産台帳における適切な耐用年数について></p> <p>【世安団地】</p> <p>世安団地の固定資産台帳をレビューしたところ、耐用年数が資産の実態にそぐわないと思われるものがあった。</p> <p>「マニュアル」のうちの項目である「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において、償却資産に係る耐用年数及び償却率については、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）に従うこととされている。</p> <p>耐用年数省令によれば、前述の固定資産の耐用年数は次のとおりとなると考えられる。</p> <p>件名内訳/内容/固定資産台帳耐用年数/耐用年数省令による耐用年数</p> <p>○電波障害/テレビ電波の障害を回避するための装置。/45年/（※1）10年</p> <p>○その他屋外/敷地内の舗装工事等。/50年/（※2）10年</p> <p>※1：「構築物—放送用又は無線通信用のもの—接地線及び放送用配線」を例に記載。</p> <p>※2：「構築物—舗装道路及び舗装路面—アスファルト敷又は木れんが敷のもの」を例に記載。</p> <p>適切な費用配分を行うため、固定資産の実態に応じた耐用年数を設定すべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：67）</p>	<p>固定資産台帳の耐用年数については、資産実態にそぐわない案件は適正な記載に改めた。</p>	<p>平成30年11月26日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：固定資産台帳の網羅性の確保について></p> <p>【東町桜団地、戸島団地、横林団地】</p> <p>固定資産台帳に関しては、適正な費用配分の観点から、保有する資産を網羅的に台帳へ記載する必要がある。</p> <p>今後、実地調査による台帳との照合を行うとともに、固定資産台帳への網羅的な計上を行い、固定資産台帳の精緻化を図る必要がある。</p> <p>（報告書掲載ページ：88、98、110）</p>	<p>固定資産台帳については、固定資産台帳整備方針に基づき平成27年度末時点を基準として整備しており、この際、団地内の工作物等については、建物と一体のものとして登録を行った。一方で、平成28年度以降に新たに団地の建替え等を行う際は、工作物等を建物とは別に登録することとしており、平成28年度に建替えがあった団地については、既に固定資産台帳への網羅的な登録を行っている。</p>	<p>平成29年12月24日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：市道を挟んで設置された児童遊園のあり方について> 【戸島団地】 戸島団地には当該児童遊園以外にも、集会所に隣接した敷地内の児童遊園があること、また、市道を介して入居者以外の市民も自由に利用できる現状にあることから、当該児童遊園については、地域の公園として都市公園法に基づく都市公園への移行を含め検討することが望まれる。 （報告書掲載ページ：98）</p>	<p>当該公園については、団地からの要望もあり、都市公園として移行できるよう、公園課と協議を行ったが、現在市民一人当たりの公園面積は確保されていることから都市公園を新たに増やす計画はないため、移行が困難な状況とのことであり、引き続き団地の公園として管理を行う。</p>	<p>平成 30 年 1 月 22 日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：行政系施設の再編の検討について></p> <p>市は、行政系施設、特に庁舎等における空きスペースの状況を詳細に調査し、現状を把握したうえで、空きスペースについての利活用の希望を全庁的に照会し、市内部でのニーズを発掘する必要がある。なお、空きスペースと市内部でのニーズとのマッチングに際しては、市民の利便性にも十分に考慮する必要がある。</p> <p>また、庁舎等に併設された公民館等に関しては、施設別（機能別）に稼働率を把握及び分析した上で、施設及び機能の取捨選択を行う必要がある。</p> <p>例えば、今回の監査で往査した東部出張所に併設された東部公民館には調理室が設置されているが、当該調理室の過去5年間の稼働率の推移をみると、改修工事を行った平成25年度を除き、いずれの年度も10%台であり、十分に有効利用されているとは言えない状況にある。</p> <p>市は、他の公民館に設置された調理室の稼働率の状況も踏まえたうえで、必要に応じて統廃合を行うことが望ましい。検討に当たっては、例えば夜間、休日及び長期休暇中における学校の調理実習室など、公民館のみならず市の他施設の利用可能性もあわせて検討することが望ましい。</p> <p>このように市は、行政系施設について、空きスペース及び稼働率の状況等及びニーズを踏まえたうえで、施設の複合化・多機能化を念頭に置きつつ施設及び機能の絞込みを実施し、有効活用と統廃合を含めた再編を速やかに実施することが望まれる。</p> <p>（報告書掲載ページ：122）</p>	<p>行政系施設等における空きスペースについては、資産マネジメント課にて調査・把握しており、空きスペースの利活用を希望する部署からの問い合わせに対してマッチングを行っている。</p> <p>また、施設別・機能別の稼働率については、施設ごとに作成している施設カルテにおいて、機能別に稼働状況を把握し、施設白書において施設分野ごとに分析を実施している。</p> <p>さらに、今年度策定する公共施設再編等計画においても、施設の更新等を行う際の検討の視点として、利用状況や立地状況など個別施設の状況を分析した上で方針を決定することとしている。</p> <p>今後は、各施設所管課に対して、これらの現状や分析内容を踏まえ、施設の複合化等を検討・実施していくよう指導していく。</p>	<p>平成30年4月1日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

総務局 行政管理部 管財課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：解体後の市有地の有効活用について></p> <p>【花畑町別館】</p> <p>解体は早急に実施されるが、今後の新庁舎の設計・入札等の工程を考えると、解体後ただちに新庁舎の建設に着工できるわけではない。そのため、解体後は更地とならざるを得ない。相当の期間、更地の状態が続くようであれば、一時的に駐輪場等として使用するなど、土地の有効活用の方策を検討することが望まれる。</p> <p>（報告書掲載ページ：129）</p>	<p>一時的な土地の有効活用として、公募型プロポーザル方式で選定した民間事業者に対して、駐車場用途限定として、行政財産の目的外使用許可を行い、平成30年7月21日から駐車場として供用が開始された。</p> <p>なお、使用料は月額320万円である。</p>	<p>平成30年6月29日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

市民局 市民生活部 地域政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：市民サービス窓口における配置人員数の見直しについて></p> <p>【東部出張所】</p> <p>平成24年度に東区役所が設置されたため、東部出張所の窓口業務の取扱件数は減少しており、今後さらに取扱件数の減少が見込まれる。</p> <p>これまでの推移及び今後の予測を踏まえ、実態に応じた市民サービス窓口のスペースの縮小及び人員の削減を早期に行うことが望まれる。</p> <p>(報告書掲載ページ：152)</p>	<p>「まちづくり支援機能の強化と出張所等再編方針」に基づき、平成29年4月より、出張所等を再編し、地域担当職員を配置し、まちづくりセンターとした。</p> <p>その一環で、東部出張所については、出張所の窓口を廃止し、証明書発行のみを行うサービスコーナーとし、職員の大幅な削減を行った。</p>	<p>平成29年4月1日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：今後のスポーツ施設の整備・運用計画について></p> <p>【植木総合スポーツセンター】</p> <p>熊本地震前のスポーツセンターの体育館の利用者数は、年間約3万9千人強であった（過去5年間の平均利用者数）。今般の熊本地震による被災のため植木総合スポーツセンターの体育館が使用不能となり、今後の補修・再開のめども立たない状況である。現状、体育館の解体は避けられない状況と思われる。</p> <p>そこで、現在計画中の新しい体育館で、被災した体育館の機能が補えるよう新しい施設の機能を充実させることが現実的な対策と思われる。</p> <p>一方、スポーツセンターには使用不能となった体育館のほか、使用可能な武道場、グラウンド、テニスコート等の施設がある。これらの施設は、復旧して使用することが考えられる。</p> <p>なお、コスト面においては、新規施設の管理コストと併せて、スポーツセンターの使用可能な施設を含めた全体としての管理コストの縮減を十分に考慮した計画を検討することが望ましい。</p> <p>（報告書掲載ページ：175）</p>	<p>植木総合スポーツセンター体育館については、植木中央公園体育館を代替施設として整理し、現在解体に向けた設計を行っている。</p> <p>その他の武道場、グラウンド、テニスコートについては、復旧工事を行うなどして熊本地震前と同様に営業を再開した。</p> <p>コスト面の検討については、体育館機能を植木中央公園に移すことにより植木総合スポーツセンター管理人（熊本市嘱託職員）数を平成31年度より2名削減することとした。</p>	<p>平成30年7月2日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

経済観光局 文化・スポーツ交流部 スポーツ振興課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：水前寺競技場の改修・利用計画について></p> <p>【熊本市水前寺競技場】</p> <p>水前寺競技場は熊本市都市公園条例の規定により、敷地面積の10%が建築面積の上限となっている。しかし現状では敷地面積の13%にあたる建物が建築されているため、建物自体の改修はできない。このため観客席の増加等の改修ができず、また、照明施設の改修も不可とのことである。</p> <p>ここで、平成31年のラグビーワールドカップに向けた取組が問題となる。同大会では市も開催地の一つとなっており、ワールドカップ開催に向けた改修工事及びプレ大会・本大会のため、大会会場となる熊本県民総合運動公園陸上競技場は、最長で平成29年度後半からワールドカップ終了まで一般貸出ができない可能性がある。</p> <p>このため、水前寺競技場は、熊本県民総合運動公園陸上競技場が使用できなくなる期間中、その代替施設としての役割を期待されており、そのための検討を進めていく必要がある。</p> <p>(報告書掲載ページ：186)</p>	<p>熊本県民総合運動公園陸上競技場及び水前寺競技場の使用については、一般貸出にできるだけ不都合が生じないように、関係団体と定期的に協議を行い調整することとした。</p> <p>なお、熊本県民総合運動公園陸上競技場については、一般貸出の制限が最低限となるよう段階的に工事を進めている結果、使用制限期間は指摘当時から大幅に短縮され、2019年8月から10月の大会直前時期に限られることとなっている。</p>	<p>平成30年10月17日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：ニーズの把握と事業の充実による利用者数増加方策の検討について></p> <p>【西原公園児童館】</p> <p>西原公園児童館は公園内に設置され、近くに 846.21 m²の駐車場を整備しているものの、施設の整備状況の割には利用者数が少ないと考えられる。</p> <p>西原公園児童館は、アンケート調査を行っていないため、利用者のニーズを的確に把握できていない可能性がある。アンケート調査などの方法により利用者のニーズを的確に把握し、実施している事業内容の見直しを行うことで、利用者の増加を図ることが望まれる。</p> <p>なお、西原公園児童館の利用内訳をみると、一般利用が一番多い。一般利用のみならず、西原公園児童館が実施している事業の充実を図ることにより、西原公園児童館が実施する事業に対する利用者を増加させる必要があると思われる。</p> <p>（報告書掲載ページ：226）</p>	<p>西原公園児童館では年間を通し、夏祭り、運動会、文化祭、わんぱく祭り、トランポリン教室、工作教室などの事業を実施しており、開催にあたっては、近隣小学校、保育園、幼稚園にポスター掲示を依頼するなど、参加者増加の為に広報活動を行っている。</p> <p>また、アンケート調査実施の結果、予算を伴う要望が多く実現に至らないという実情があるが、利用者のニーズの把握に努め、改善できる点は改善するために今後も継続していきたい。</p>	<p>平成 30 年 7 月 18 日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

健康福祉局 子ども未来部 子ども支援課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：施設の有効利用について> 【熊本市母子・父子福祉センター】 施設の設置目的が、ひとり親家庭の福祉増進を図るものであり、広く市民に開放している集客施設ではないため、稼働率が低く、利用者1人当たりのコストが高くなる傾向にある。そのため、これらの指標により直ちに施設の必要性を判断することは難しい。</p> <p>しかし、施設の有効利用の観点から、稼働率の状況、利用者1人当たりのコストの状況及び駐車場の整備状況も含めた立地条件等に関しても十分に考慮したうえで、類似事業との連携や他の施設への複合化等を検討し、施設の利便性向上による利用者の増加を図る必要があると思われる。</p> <p>(報告書掲載ページ：238)</p>	<p>従来の施設は閉鎖。 事業については、類似事業との連携や他の施設への複合化を検討したが、適当な連携先や複合先がなかったため、交通の便も良く、駐車場も余裕がある場所に移転し、従来の事業を継続して実施している。</p> <p>閉鎖後の施設については、資産マネジメント課が管理している。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

経済観光局 産業部 競輪事務所

指摘事項等	
<p><意見：熊本市営競輪場用地の有効活用について></p> <p>【熊本市営競輪場】</p> <p>全国の競輪場に同様のことがいえるが、入場者の減少傾向に歯止めがかからず、入場者の特性は60歳以上の男性に偏っていることが分かる。特に、熊本市営競輪場の場合は他の競輪場より高齢化が進んでいることが窺える。高齢化が進むことにより入場者が減少し、売上の減少傾向に歯止めがかからず、単年度事業収支も減少傾向が続いている。</p> <p>熊本市営競輪場の復旧費用は試算中であるが、再開場の見込みは不透明であり、現状は建設費用等の高騰により更なる復旧費用の増加が見込まれる。復旧費用が増加すれば、熊本市営競輪場が試算する単年度事業収支の黒字確保は難しいと思われる。さらには、一般会計への繰出金の拠出もできなくなる可能性が十分考えられる。調査時点で、平成28年度末の手元資金が約16.6億円（前年度繰越金3.3億円、前年度基金積立5.4、平成28年度事業収支7.9億円）が予定され、その他に市所有の場外駐車場（13,762.34㎡（10箇所））の資産がある。今なら解体費用及び廃止に伴うその他の費用が十分賄われることが予想される。市の財政負担にならない段階で、廃止の検討を行うことが望まれる。</p> <p>また、競輪場用地は、敷地面積が約43千㎡あること、市の中心街に近く交通の利便性が良いこと、隣には熊本県庁があること、高級住宅地に立地していることなど、好条件の用地といえる。このような好条件の用地を有効利用するために、年齢性別を問わない幅広い市民が利用可能な施設を整備し、市民の効用をより高め福祉の増進を図ることが望ましい。</p> <p>（報告書掲載ページ：252）</p>	
措置内容	措置日
<p>熊本競輪場の存廃については、平成29年度に外部有識者を委員とする「熊本競輪事業検討会」を設置し、競輪事業に関し、経営面、将来性、自転車競技の普及・振興等による観点から中長期的な方向性を検討した。</p> <p>検討会では、熊本競輪場の収支は黒字を確保でき、熊本地震からの復旧・復興財源として寄与するためにも早期再開が望ましく、確保できる財源額から縮小再開となるが、「地域貢献」、「災害対応」、「アマチュアスポーツの振興」の3つの理念実現に向け売上向上、経費削減に取り組んでいくことを意見としていただいた。</p> <p>本市として、包括外部監査の意見や検討会の意見を踏まえ、慎重に検討した結果、平成30年2月に再開の決定を行った。</p> <p>現在3つの理念の実現に向けた、施設規模や配置、バンクの周長等を決めるべく、熊本競輪場施設整備基本計画を年内策定に向け取り組んでいる。</p>	平成30年2月19日

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：未利用地等の網羅的かつ正確な把握及び管理について></p> <p>市は未利用地等に関して網羅的かつ正確に把握するため、まずは各所管課が未利用地の概念を正確に理解した上で、所管する財産の利活用の状況等を再確認するすとともに、管財課へ市有財産の現況報告することが望まれる。</p> <p>また、未利用地等について、より詳細な調査を実施し、未利用地等の全体像を把握していくことが望まれる。</p> <p>(報告書掲載ページ：270)</p>	<p>平成29年度の照会では、「現在、未利用で他課への引継ぎを希望及び検討している土地・建物」を未利用地等として、「現在利用中だが、今後、用途廃止予定で、用途廃止後他課への引継ぎを希望及び検討する土地・建物」を用途廃止予定土地等として各課に照会を行っている。</p> <p>また、当該照会の中で看板や柵設置等の管理状況について確認を行うとともに、各課所管の未利用地等の一覧を作成し、現況の把握に努めている。</p> <p>さらに、各所管課に対しては、平成30年度の財政局長通達において、未利用地の適正管理について周知を行った。</p>	<p>平成30年3月31日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：未利用地等に関する事務分担の明確化及び体制強化について></p> <p>未利用地等を含めた市有財産を網羅的かつ正確に把握及び管理し、さらには有効活用するため、管財課財産管理班と資産マネジメント推進室の業務分担を明確にしたうえで、双方の情報を積極的に共有することが望まれる。</p> <p>また、管財課財産管理班が中心となって未利用地等の総括管理を行うため、必要な人員を確保するとともに、未利用地等の現況確認と処分を含めた財産の有効活用を適時に実施できる体制を整備することが望まれる。</p> <p>(報告書掲載ページ：270)</p>	<p>平成29年度より、資産マネジメント推進室と管財課財産管理班を統合した資産マネジメント課が設置され、双方の情報共有化が図られている。</p> <p>未利用地の総括管理のための体制整備については、人員を確保するまでには至っていない。今後、関係部署に人員の要望を行っていく。</p>	<p>平成29年4月1日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：未利用地の定義について> 「熊本市財産規則」等において、未利用地及び未利用の建物等に関する定義を明示し、全庁的に統一された基準で未利用地等を把握し利活用の検討を実施することが望ましい。 （報告書掲載ページ：271）</p>	<p>未利用地等の照会の際に、未利用地等及び用途廃止予定土地等について具体的に定め、各局（区）に照会を行っており、統一的な基準により未利用地等を把握している。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

都市建設局 建築住宅部 住宅課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：土地売却について> 【鉾町団地】 まちの広場及び残地の利活用状況や管理状況を調査し、地元自治会や団地入居者の利用状況によってはまちの広場を含め売却を検討することが望ましい。 （報告書掲載ページ：275）</p>	<p>平成23年3月31日締結「鉾町まちの広場に関わる協定書」に基づき、住宅課、公園課、公園愛護会が役割を分担して管理を行っている。 協定期間（平成35年3月31日）後は、住宅課から公園課に引き継ぐこととなっており、残地についても検討する。</p>	<p>平成29年3月30日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

経済観光局 観光交流部 観光政策課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：土地の有効活用について> 【観光用地・盗人島】 現状、売却を含め有効活用ができない状況であれば、有効活用を保留する財産に整理区分すべきである。 （報告書掲載ページ：282）</p>	<p>当該用地売却のため、平成30年4月1日付で、資産マネジメント課へ用途廃止と所属替えを行い、平成30年11月1日より公売募集開始している。平成30年12月26日に入札及び改札予定。</p>	<p>平成30年4月1日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

財政局 財務部 資産マネジメント課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：土地の売却について> 【旧西部市民センター敷地】 売却時期・金額等を決定するとともに、具体的な処分手続きを早期に進めるべきである。 （報告書掲載ページ：284）</p>	<p>平成28年度中に売却価格を決定し一般競争入札による処分手続きを行ったが、入札申込者がいなかったため、その後は先着順による売却申込受付を行っている。</p>	<p>平成29年3月28日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

北区役所 区民部 総務企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：土地の処分について> 【植木町旧母子センター】 まずは、所管課を北区役所総務企画課から管財課へ所属替えをする必要がある。そのうえで、当該用地に関する利活用の要望を全庁的に照会し、他課からの利活用の要望がない場合には、処分手続きを進めるべきである。 （報告書掲載ページ：287）</p>	<p>地元自治会（認可地縁団体）から公民館用地としての要望があり、処分に向けた手続きを進めることを決定した。処分後の残地については、隣接する市有地も含め活用を検討する。</p> <p>※地域ニーズ 区長・局長協議（平成29年11月22日）</p>	<p>平成29年11月22日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

北区役所 区民部 総務企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：土地の有効活用について> 【植木町旧母子センター】 隣地の活用状況を把握し、活用頻度が低い場合にはより有効活用できないか検討することが望ましい。また、貸付面積の妥当性も検討し、広すぎるのであれば貸付面積を見直すことが望ましい。さらに、無償とする合理的理由があるかどうか検討するべきである。 （報告書掲載ページ：288）</p>	<p>合併前から地域活動による住民間交流とコミュニティの場所として活用され、雑草等の除去などの管理も地域住民により行われている。また、貸付面積や減免については、市有財産審議会への更新（3年に一度）ごとに妥当性について検討を行うことに決定した。</p>	<p>平成 29 年 3 月 30 日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

北区役所 区民部 総務企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：土地の処分について> 【町立病院跡地】 まずは、所管課を北区役所総務企画課から管財課へ所属替えをする必要がある。そのうえで、当該用地に関する利活用の要望を全庁的に照会し、他課からの利活用の要望がない場合には、処分手続きを進めるべきである。 （報告書掲載ページ：289）</p>	<p>売却を前提に資産マネジメント課へ所属替えを行うことに決定した。</p> <p>※平成29年度第1回市有財産活用・調整会議利活用検討会議にて報告済み。</p>	<p>平成29年8月18日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

北区役所 区民部 総務企画課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：土地の有効活用について> 【町立病院跡地】 隣地の活用状況を把握し、活用頻度が低い場合にはより有効活用できないか検討することが望ましい。また、貸付面積の妥当性も検討し、広すぎるのであれば貸付面積を見直すことが望ましい。さらに、無償とする合理的理由があるかどうか検討するべきである。 （報告書掲載ページ：290）</p>	<p>合併前から地域活動による住民間交流とコミュニティの場所として活用され、雑草等の除去などの管理も地域住民により行われている。また、貸付面積や減免については、市有財産審議会への更新（3年に一度）ごとに妥当性について検討を行うことに決定した。</p>	<p>平成 29 年 3 月 30 日</p>

平成28年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：市有財産（不動産）の有効活用について～

教育委員会事務局 青少年教育課（金峰山少年自然の家）

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>平成26年度の両施設の利用者1人当たりコストを見ると、金峰山少年自然の家が2,306円、あそ教育キャンプ場が1,066円で両施設とも比較的高いコストが使われていることが分かる。そのような中、今回の熊本地震において、金峰山少年自然の家が被災し1億円近い多額の復旧費用が見込まれている。これまで以上に、利用者1人当たりのコスト高が予測される。施設の有用性は十分に理解できるが、施設の有効利用として両施設の利用者増を図る具体的な対策が必要である。</p>	<p>金峰山少年自然の家については、平成29年6月に「熊本市立野外教育施設に関する要綱」を新たに制定し、条例で規定している使用者の範囲をより明確にすることで、幼稚園や高校、大学等へ利用者層の拡大を図った。また、本市小学5年生を対象とした集団宿泊教室について、平成29年度は67校の利用があったが、未利用の小学校を訪問するなど、利用促進活動を実施し、平成30年度は77校に増加した。平成31年度は87校が利用する予定であり、本市小学生の貴重な野外体験施設となっている。</p> <p>あそ教育キャンプ場については、平成28年3月、熊本県が同キャンプ場を含む周辺地域を「土砂災害警戒区域」に、同キャンプ場の一部を「土砂災害特別警戒区域」に指定し、宿泊施設として子どもたちの安全・安心を確保できないと判断したことから、平成29年3月末日をもって同キャンプ場を廃止した。</p>	<p>平成29年6月16日</p> <p>平成29年3月31日</p>

平成29年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書
 ～テーマ：熊本市の交通事業について～

交通局 総務課

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(ア) 車内販売用カード式乗車券等取扱要綱について> 「車内販売用カード式乗車券等取扱要綱」別表の規定内容と実際の運用状況とに、乖離が生じている。現行要綱は現在見直し作業中のことであり、現行要綱を年度内に廃止し、新たな要綱を策定することである。 「車内販売用カード式乗車券等取扱要綱」別表は、券種の追加や廃止、販売量の変化に応じて適時に改定すべきであり、要綱等の見直しについては継続的に検討することが望ましい。 (報告書掲載ページ：72)</p>	<p>「車内販売用カード式乗車券等取扱要綱」を廃止し、「車内販売用乗車券等取扱要綱」を平成30年3月9日に新たに制定し、別表の規定内容と実際の運用の乖離を解消した。</p>	<p>平成30年3月9日</p>
<p><指摘：(イ) 団体旅客運賃の收受方法について> 規程の内容と現状における実際の運用方法とに乖離が生じている。規定の内容に即した收受方法と、現状における実際の收受方法とを検討した結果、現状における実際の收受方法の方が妥当であると考えられる。 よって、熊本市軌道条例施行規程第4条第1項第3号の規定については、団体旅客運賃の收受は市電車内で行うという実際の運用方法に即して改定すべきと考える。 (報告書掲載ページ：73)</p>	<p>団体旅客運賃の收受について、実際の運用方法に即して熊本市軌道条例施行規程を改正し、規定と運用方法との乖離を解消した。</p>	<p>平成30年4月1日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(エ) おでかけ IC カード収入に係る情報開示について> おでかけ IC カード事業に係る市交通局的負担部分については、市の施策に対する市交通局的の貢献であると考えられる。市の施策との関係性を明らかにするために、市交通局が負担した部分については注記等で明らかにすることが望ましい。 (報告書掲載ページ：77)</p>	<p>おでかけ IC カード事業に係る市交通局的の負担については、平成 29 年度決算書の注記に表示するよう改めた。</p>	<p>平成 30 年 9 月 3 日</p>
<p><指摘：(オ) 熊本地域振興 IC カードの取扱規程について> IC カードの使用実態に合わせて、「熊本地域振興 IC カード」についても、市電において旅客の運送等に使用できる IC カードに規定すべきである。 (報告書掲載ページ：78)</p>	<p>熊本市電 IC カード取扱規程に「熊本地域振興 IC カード」の取扱いについて明記する規程改正を行い、規定と使用実態の乖離を解消した。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(カ) 現金運賃収入の管理について></p> <p>営業所内で運賃箱を開錠し、運賃箱の現金総額をカウントする前に運賃箱の現金を両替金補充に流用することによる現金紛失の発生可能性をより低下させるため、運賃箱の補充用両替金を営業所窓口販売用の両替金の補充と兼用することが望まれる。</p> <p>(報告書掲載ページ：78)</p>	<p>運賃箱の補充用両替金を営業所窓口販売用の両替金の補充用と兼用することとし、運賃箱内の現金を両替金補充に流用することがないように運用を改めた。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>
<p><意見：(キ) 定期旅客運賃の前受金処理について></p> <p>発生主義に基づけば、定期旅客運賃のうち債務を履行していない部分については前受金として処理すべきである。そのため、今後はシステム改修コスト等を考慮し、可能であれば現在のシステムに有効期間の管理をする機能を追加することが望ましいと考える。</p> <p>(報告書掲載ページ：79)</p>	<p>定期券の発券には株式会社ニモカが運営するシステムを利用しており、また、ニモカ加盟交通事業者全体で共通使用するシステムを用いているため、当局のみの意向だけでは改修できない。また、全事業者の同意が得られ改修するとなった場合においても、多額の改修コストがかかるため、当面は困難である。</p> <p>また、発生主義に基づけば前受金処理が妥当ではあるが、地方公営企業法施行令第10条第1項第1号ただし書きを適用し発売日をもって、その日が属する年度の収益として計上していることから既存の処理でも問題無いと判断した。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(ク)より柔軟な広告料単価設定の検討について></p> <p>現状では1日あたりの換算で考えた場合、需要の大きい場所（運転台裏）も比較的需要の少ない場所（戸袋）も同一の料金設定であり、需要の多寡に応じた価格設定となっていない。より柔軟な価格設定を考えるべきである。</p> <p>また、利用者に具体的な広告効果を実感させるような仕組みの構築が望まれる。</p> <p>一般的に、供給に対して需要が大きければ価格は上昇し、逆に需要が小さければ価格が下落する。また、広告効果が大きいと見込まれれば需要は大きくなるであろうし、広告効果が少なければ需要は小さくなると想定される。</p> <p>例えば、通勤時間帯に多く運用される車両の広告効果は、それ以外の時間帯に運用されるものに比べて大きいであろう。そうであれば、車両の運用実績等を元に具体的な広告効果を積極的にアピールすることで、広告効果の高い車両の広告料を高めに設定することも可能となるかもしれない。</p> <p>これとは逆に、長期間の掲出に対して利用料金を割り引くことも有用だと思われる。</p> <p>媒体を利用しないままで車両を運行するよりは、多少の割引を行っても媒体を埋めることを優先させるほうが損益的にはプラスである。</p> <p>なお、このような料金の割引に関しては別表で定めるほか、「熊本市交通局広告取扱規程」第7条で規定された広告料金の減免規定を利用することも考えられる。</p> <p>（報告書掲載ページ：80）</p>	<p>需要の多寡を考慮し長期掲出の需要及び充足率が高い「運転台裏」については熊本市交通局広告取扱規程を改定し、平成30年10月1日から値上げを行い、戸袋等との価格差を設けたところである。</p> <p>なお、「戸袋等」については短期掲出の需要が高いため、次の掲出案件が入るまでの間隔が発生しやすくなっている。</p> <p>今後も、頂いたご意見を参考にしながら引き続き、充足率の向上策を検討していきたい。</p>	<p>平成30年10月1日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(ア) 支払準備金について></p> <p>支払準備金の残高については、熊本市交通局会計規程に従い、規定された限度額の範囲内にする必要がある。</p> <p>また、定められた限度額を超えざるを得ない特別な事情がある場合には、必要以上に多額の現金を保有することによるリスクを回避するという熊本市交通局会計規程の趣旨に鑑み、限度額を超える理由を明示した上で管理者の決裁を行う必要がある。今回のケースではこのような特別の理由に該当するものと考えられる。</p> <p>なお、熊本市交通局会計規程に定められた現金保有限度額をたびたび超過するのであれば、規定の限度額を適切な額に修正することが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：87)</p>	<p>熊本地震後に定期券の払戻対応のため、やむを得ず2回支払準備金の限度額を超えたものであり、今後予見されないため、規定の改正までは行わないこととした。</p> <p>もし、支払準備金を超えることがある場合には、ご指摘のとおり管理者決裁をもって対応していく。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>
<p><指摘：(イ) 自動運賃箱・トラムガイド両替機の両替金について></p> <p>現状では期末の両替金実査を行っていないため、貸借対照表の現金預金と両替金の実際残高とで差異が生じている可能性がある。期末には両替金の残高を把握し、現金預金残高に差異がないことを確認する必要があると考える。</p> <p>(報告書掲載ページ：87)</p>	<p>平成 29 年度末日に両替機の両替金残高を確認し、決算書と実際の残高との差異が生じないように対応した。</p> <p>今後も毎年度確認を行っていく。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(ウ) 預け入れ未済金について></p> <p>預け入れ未済金は金融機関の休業日でない限り、翌日には現金を預け入れる必要があるが、熊本地震の影響により預け入れが滞っていた。熊本地震のような異常時においても現金管理を行えるような体制・マニュアル作成等を行う必要があると考えられる。</p> <p>(報告書掲載ページ：88)</p>	<p>金融機関への現金の預け入れ等、日常業務を記した張り紙を目立つ場所へ貼り出し、常日頃から預け入れの徹底を図り、異常時に滞ることを避けるための対策を講じた。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>
<p><意見：(エ) 定期券更新機釣銭用の精算処理について></p> <p>営業所での現金の取扱い時には運行管理者と監督の立会のもとに行われる。また、「定期券自動継続機「\times処理」「精算」処理表」に詳細な精算作業手順が記載されている。そのため総務課営業推進班の職員ではなく電車課の職員でも定期券自動継続機の精算処理のリスクや手間は同等と考えられる。</p> <p>よって精算処理を電車課の職員が行うことにより、現状の総務課営業推進班の職員の移動時間等を削減することが可能となり経営の合理化に繋がるのではないかと考える。</p> <p>(報告書掲載ページ：88)</p>	<p>上熊本営業所に常駐し運行管理業務を勤めるのは基本的に監督長 1 名、監督 1 名の 2 名体制で、事故等の突発的な事象に対応できる必要最小限度の人員配置である。</p> <p>一方、定期券更新機釣銭用の精算処理は作業時間として 10～20 分程度の時間を要し、現金を取り扱うため途中で作業を中断し放置することができず、同時に運行管理の業務対応をすることができない。</p> <p>事故等のトラブルは突発的に発生し、速やかに対応しなければならないため、定期券更新機釣銭用の精算処理を上熊本営業所の職員で対応するというのは現実的ではないことから、現行どおり総務課営業推進班の職員が対応する運用を継続することとした。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p>＜指摘：(ア) 回収可能性の適正な把握による貸倒引当金の正確な計上の必要性について＞</p> <p>市交通局の営業形態からは、貸倒れの可能性がある未収金が発生するおそれは相対的に小さい。このため、債権の回収可能性に対する検討が不十分になってしまったものと考えられるが、貸倒引当金の計上に際しては未収金の回収可能性の検討を網羅的かつ適切に実施し、引当金の計上要件に合致する金額のみ計上できるようにすべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：90)</p>	<p>今後、未収債権を貸倒引当金に計上する際は、回収可能性の検討を適切に行い、正確な計上に努める。</p> <p>なお、貸倒引当金に計上していた未収債権は平成 29 年度中に全て債権放棄後、不納欠損とした。</p>	<p>平成 30 年 3 月 26 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：(イ) 未収金に関する回収可能性の適時検討の必要性について></p> <p>市交通局が策定している熊本市交通局債権管理要綱によれば、債権については債権管理台帳を作成し、時効の起算日を記載することとされている。しかし、当該未払金に関して一件書類は作成されているものの、時効の起算日を記入しておらず、適宜に住所確認を行うなどの適切な管理がなされていなかった。</p> <p>今後、滞留債権が発生した場合には、債権管理台帳を熊本市債権管理規定の様式に準じて作成し、適切に時効起算日を記入して管理する必要がある。</p> <p>地方自治体における債権に係る事務は、その種類によって時効等の取扱いが異なることから、専門的知識を要する分野である。また、市交通局では基本的には現金の取扱いが中心であり、未収金（特に滞納している案件）を取扱う機会は多くないと想定される。</p> <p>そのため、市交通局は、当該未収金のように回収が困難と想定される未収金の取扱いが今後発生した場合には、より早い段階で、弁護士や市長部局の専門部署（例えば市財政局税務部債権管理課など）に問い合わせを行い、時効等の取扱いについてあらかじめ調査しておくなど、適時かつ適切な対応が必要である。</p> <p>（報告書掲載ページ：91）</p>	<p>平成 30 年度から未収債権が発生した場合には、債権管理台帳に時効起算日を記入するなど、適時かつ適切な債権管理が行えるよう改善した。</p> <p>また、債権回収が困難な案件などは、専門部署である債権管理課に相談するなどの対応も行っている。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(ウ) 貸借対照表上の表示について></p> <p>平成 28 年度の貸借対照表上には発生原因の異なる全ての未収金が未収金勘定として一括して表示されている。</p> <p>貸借対照表上、未収金は項の区分で記載することが適切であるため、表示方法を以下のように変更することが望ましい。</p> <p>(現 状)</p> <p>未収金 543,462,183 円</p> <p>(望ましい表示)</p> <p>未収金</p> <p>①営業未収金 69,670,285 円</p> <p>②営業外未収金 366,415,012 円</p> <p>③その他の未収金 107,376,886 円</p> <p>543,462,183 円</p> <p>(報告書掲載ページ：93)</p>	<p>平成 29 年度決算書の貸借対照表から未収金は項の区分で記載するよう改めた。</p>	<p>平成 30 年 9 月 3 日</p>
<p><意見：(ア) 有形固定資産の減価償却方法（取替法の注記）について></p> <p>取替資産について取替法を採用しているにもかかわらず、平成 27 年度以前の熊本市交通事業会計決算書においては、取替資産について取替法を適用している旨の注記はなく、すべて定額法によって償却されているような誤解を与える内容になっている。</p> <p>平成 28 年度には取替法の注記が追加されており改善しているが、毎事業年度において適切に注記すべきであった。今後も会計方針の注記は正しく行う必要がある。</p> <p>(報告書掲載ページ：106)</p>	<p>平成 28 年度決算書から有形固定資産の減価償却方法について、取替法の注記を追加しているが、今後も誤解を与えぬよう決算書には正しく注記を行っていく。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：(イ) 有形固定資産の減価償却方法（取替法の適用）について></p> <p>旧資産の除却と新資産の取得を行うのであれば、適切な期間損益計算を行うために取替法ではなく通常の減価償却を行い、償却率が 50%に達した後も減価償却費を計上するべきである。逆に、注記のとおり取替法を採用するのであれば、地方公営企業法施行規則に規定された方法に従った取替法の計算方式を適用する必要がある。</p> <p>（報告書掲載ページ：107）</p>	<p>会計規程の改定を行い、取替法による資産については、有形固定資産のうち、電車線に限定した。</p> <p>改定前において取替資産としていた軌条（付属品を含む。）及び枕木については、通常の減価償却を行うことにより、適切な期間損益計算を行っていく。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>
<p><意見：(ウ) 有形固定資産の減価償却方法（残存価格）について></p> <p>より適正な期間損益計算と貸借対照表価額の表示を行うために、地方公営企業法施行規則第 15 条第 3 項を適用し、残存価額が 1 円に達するまで減価償却を行うことを検討すべきである。</p> <p>（報告書掲載ページ：110）</p>	<p>地方公営企業法施行規則第 15 条第 3 項では「帳簿原価の 100 分の 5 に達した翌事業年度以降当該有形固定資産が使用不能となるものと認められる事業年度までの各事業年度において、当該帳簿価額が 1 円に達するまで減価償却を行うことができる」となっているが、まず使用不能となる年度の確定が困難であり、また、1 円に達するまで減価償却を行うことについては「できる」規定となっていることから、検討した結果、今後も現状の減価償却方法を採用することとした。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>
<p><意見：(エ) 中古資産の耐用年数について></p> <p>上記の趣旨から、今後は中古資産の耐用年数を前述の簡便法により見積もり固定資産台帳に登録することが望ましいと考える。</p> <p>（報告書掲載ページ：111）</p>	<p>今後、同様の案件で固定資産登録が必要な場合には、簡便法により登録する。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(オ) リース取引の判定における証拠資料の整備について></p> <p>現在、リース取引の処理にあたり作成されている「リース契約内容確認シート」では、リース取引の判定に至る判断の過程が明らかになっていない。正確な判断を行うため、また、稟議決裁時の検証のために、リース取引の判定に関しても少し詳細な資料、すなわち判断の過程とその根拠が分かる資料を添付しておくことが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：113)</p>	<p>リース取引の判定に関しては、正確な判断を行うための詳細な資料を添付するよう改めた。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>
<p><意見：(カ) 線路設備の固定資産台帳への登録方法について></p> <p>一部の固定資産が種類ごとの整理となっている理由は、区分が困難であるためと考えられるが、固定資産の管理の効率性や、区分ごとのコスト計算への展開等を考えれば、できるだけ適切な区分(例えば停留所ごとの区分など)ごとに区分して、線路・電路設備等の軌道関連資産を登録することが望ましいと考える。</p> <p>(報告書掲載ページ：115)</p>	<p>担当職員が処理する上で、除却等、資産異動の遺漏が生じにくい区分で整理することを前提に、また補助金の有無も勘案しつつ、今後登録する分からできるだけ適切な区分ごとに区分し登録するよう改めることとした。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(キ) 車両附属設備の固定資産台帳への登録方法について></p> <p>すでに固定資産台帳に登録してあるものについてはこれを遡って修正し減価償却計算をやり直すのはその業務の複雑性から難しいとしても、今後は上記の鉄道事業会計規則や会計の意義に照らし、車両に対する附属設備については、その車両あたりの附属設備の取得価額を算出し、その車両の資本的支出として固定資産台帳に登録すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：116)</p>	<p>企業会計システム上、車両に附属設備を追加し固定資産登録すると、主となる物の耐用年数で管理することとなる。また、補助金での購入資産については耐用年数前に除却をすると補助金の返還等が発生するため、以上のことを勘案しながら、今後は車両1台あたりの投資額を適切に把握できるよう固定資産の登録を行うこととした。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>
<p><意見：(ク) 固定資産台帳における車両等の資産の記載単位について></p> <p>車両については固定資産の登録方法がばらばらであり、登録方法に一貫性がない。</p> <p>すでに固定資産台帳に登録してあるものについてはこれを遡って修正し減価償却計算をやり直すのはその業務の複雑性から難しいとしても、今後は原則どおり、独立して管理すべき単位（車両ごと）に固定資産台帳に登録するよう、統一した運用をすべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：117)</p>	<p>今後車両を購入した場合は、登録方法に一貫性をもたせる。</p> <p>また、同じ車両であれば車体と台車を分けて登録するようなことはせず車両1両として登録するよう改める。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(ケ) 固定資産台帳と決算書との整合に関する情報について></p> <p>市交通局において、決算作業における固定資産の数字の確認プロセスとして、企業会計システムから「固定資産明細書」を出力して固定資産台帳残高と元帳残高との整合を確認しており、当該残高をもとに附属明細書の固定資産内訳書が作成されている。</p> <p>上記例については、通常と異なる資産間の勘定科目振替があったことから、損益計算書に計上された減価償却費の金額と、固定資産明細書に記載された減価償却累計額増加額とが一致しない結果となった。</p> <p>このような場合は、固定資産明細書の備考欄に勘定科目の振替による増減があった旨を記載し、追加的な情報を提供することが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：118)</p>	<p>今後は、通常と異なる処理を行った場合には備考欄に追加的な情報を提供し、補足説明するように対応する。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：(コ) 固定資産実査の実施について></p> <p>固定資産の管理を適切に行うために、規程に定めるとおり固定資産実査を確実に実施し、固定資産台帳と保有する固定資産の実体との整合を図る必要がある。同時に、現物管理のために固定資産番号シールによる管理を行う必要がある。</p> <p>また、今回の固定資産実査の結果、所在が不明であった資産については除却処理を行う必要がある。除却額は車両 325 千円、工具器具備品 2,285 千円である。</p> <p>なお、現在の固定資産に関する規程が現実にそぐわないものと考えられる場合には管理手法の抜本的な見直しを行い、現実的に実施可能であり、効果的な管理手法を検討すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：119)</p>	<p>固定資産台帳と現物の確認後、台帳と実体との整合を図った。</p> <p>また、固定資産の異動報告の遺漏防止のためにも、実査に際し、固定資産番号シールの貼付を徹底したところである。</p> <p>今後は交通局会計規程のとおり固定資産の実体調査を行い、台帳と実体との整合を図るよう管理していく。</p>	<p>平成 30 年 10 月 31 日</p>
<p><意見：(サ) 資本的支出と収益的支出の区分について></p> <p>上記は一例であるが、一見して価値の増加があるように思われるものについても、実務上そのように取り扱われないものがある。したがって、実務上の取扱としてはまず修繕費の区分に関する内規（修繕費支弁基準）を作成し、これに従って判断することが妥当である。市交通局においても、資本的支出と修繕費の「区分基準」を作成して、当該区分基準に基づき総務課において資産性があるかないかの判断できるように業務フローを構築すべきであると考えます。</p> <p>(報告書掲載ページ：126)</p>	<p>修繕費支弁基準では、今回のような個別案件について規定することは難しい。また、通常は修繕・改良の別について判断に苦慮する案件は無いため、予算編成時に公営企業の経理の手引や法人税質疑応答事例等も参考にしながら適正に判断していく。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(シ) 固定資産管理規定等の充実について></p> <p>固定資産管理業務を安定的・効率的に実施できるように、固定資産管理に関する各種ルールについて適切に明文化する必要があると考える。</p> <p>(報告書掲載ページ：128)</p>	<p>会計規程に規定されていない実務上の詳細事項については、事務フローを整備した。</p> <p>今後は、事務フローに沿って固定資産管理を行う。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>
<p><意見：(ス) 上熊本車両工場における5S活動の導入について></p> <p>雑然とした作業場では効率的な固定資産や貯蔵品の購入意思決定やその活用が難しい。これを解決するために車両工場において5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を導入するなどして、整理整頓を徹底し、有形固定資産や貯蔵品を適切に購入できる体制を確立するなど、人や物が効率的に作業・活用できる環境を整備すべきであると考えます。</p> <p>5S活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理は要るものと要らないものに区別して要らないものを処分すること ・整頓は要るものを使い易い場所にきちんと置くこと ・清掃は身の回りのものや職場をきれいに掃除し、いつでも使えるようにすること ・清潔は整理・整頓・清掃を維持し、誰が見てもきれいでわかりやすい状態に保ち、きれいな状態を保とうという気持ちにさせること ・躰は職場のルールや規律を守り、習慣づけること <p>(報告書掲載ページ：128)</p>	<p>固定資産や貯蔵品の購入意思の決定や活用を効率的に行える作業場へと改善するために、整理整頓を行いながら不用品の処分についても順次行っている。また、作業員の意識向上を図るため朝礼等で整理整頓の重要性の周知を行うよう改めた。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：(ア) 減損会計について～坪井土地の処理～></p> <p>新会計基準移行後、遊休資産や賃貸資産が発生した場合には、事業用資産と別個にそれぞれの減損会計適用の有無を判断しなければならない。それらのケースでも正しく減損会計が適用できる体制を構築する必要がある。</p> <p>(報告書掲載ページ：130)</p>	<p>減損会計を適用する兆候（今回指摘の簿価額に対して賃貸収益の差がある等）が見られるか否かの判断を平成 29 年度末から実施した。</p> <p>今後は、減損会計を意識しながら財産管理業務を行い、適用漏れが発生しないよう業務執行していく。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>
<p><意見：(ア) 他会計借入金の協定書と実際の取扱いとの相違について></p> <p>他会計借入金については、償還予定に整合する協定書に変更、すなわち通常の長期借入金のような契約書を締結したうえで、当該協定書ないしは契約書の約定どおりの償還をすべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：139)</p>	<p>他会計借入金の借入期間については、平成 30 年 3 月 31 日に償還予定と整合する協定書の変更を行った。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>
<p><意見：(イ) 他会計借入金の利子率について></p> <p>公営企業会計の見直しに当たっての基本的な考え方や公営企業会計の特性に鑑みて、市交通局が負担すべき利子を実質的に市一般会計が負担しているような状態が生じたならばその旨、内容及び金額などを注記するなど、公的負担の状況を明らかにする必要がある。</p> <p>もしくは、市一般会計と協議の上、他会計借入金の利子について合理的な範囲での利子率を適用することが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：140)</p>	<p>他会計借入金の利子率については、市一般会計と協議の上、交通局が企業債を借り入れる際の利率へ変更した。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：(ウ) 経過利息の計上の必要性の検討について></p> <p>費用の年度所属区分の考え方に従い、経過利息を毎年度計上するか、又は損益計算への影響額が僅少であることを理由に計上をしないのであれば、当該影響額を毎年度試算し、僅少であることの金額的根拠を検討すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：142)</p>	<p>経過利息については、毎年度、損益計算への影響額を試算することとした。</p> <p>なお、平成 29 年度決算の経過利息は全体費用の 0.006%であったことから僅少であると判断した。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>
<p><意見：(ア) 人員体制に関するあり方の検討について></p> <p>以上の状況に鑑みて、事業遂行に必要な電車運転士の安定的な確保のため、また、採用から営業運転できるまでの養成期間に要する費用を無駄にしないようにするため、嘱託員から職員への登用機会を確保する、もしくは嘱託員としての任用ではなく職員として募集するなど、長期的な任用を行う体制を整備すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：166)</p>	<p>電車運転士の安定的確保が交通事業継続に重要であると認識しており、賃金及び服務等の処遇改善に加え、平成 28・29 年度には任期付職員の採用を実施した。</p> <p>今後も持続可能な交通サービスの提供という観点から長期的な任用を行える体制の整備を行っていく。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>
<p><意見：(イ) 職員の職務分掌の再検討を含めた抜本的な組織改革の必要性について></p> <p>前述した地方公営企業における「職員の身分取扱」に鑑みて、管理者として抜本的な組織改革を行うことが望まれる。</p> <p>(報告書掲載ページ：167)</p>	<p>長期的任用体制の確立のため正規職員の増員を想定し、人件費抑制のための方策として意見してあるが、現在の任用形態の中でも当局としては人件費抑制のため、乗車需要が少ない時間帯には運転士に必要な研修や休憩時間を入れるなど、運転以外に必要な時間として活用を行っている。また、今後、組織体制の見直しと並行し長期任用体制を確立するうえで職員の「マルチタスク化」も考えていく。</p>	<p>平成 30 年 4 月 1 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(ア) 口座振替に関する決裁・役割分担等の規定の整備について></p> <p>口座振替に関する決裁・役割分担等を『熊本市交通局会計規程』等において策定するとともに、同ルールに従った口座振替を実施することが望ましい。また、相互牽制機能を有効にする観点から、システム上、振込データを金融機関に送付する担当者と金融機関が受け付けたデータを確認する担当者は、別の担当者にすることが望ましい。</p> <p>(報告書掲載ページ：186)</p>	<p>振込データ送信の際は、送信データ入力前に振込内容を決裁した上で、担当2人で確認しながらデータの入力、送信を行っている。送信後は送信結果が確認できる書類を添付のうえ、再度決裁をとって確認をしているため、送信データ及び送信結果ともに複数人での確認ができており、問題ないと判断した。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>
<p><意見：(イ) 受払管理簿による貯蔵品の適切な数量管理の実施について></p> <p>過徴収精算券を購入した際に受払管理簿に記載するとともに、当該管理簿上、残高を把握し、定期的に实地棚卸を実施し受払管理簿における残高と一致しているかどうか検証すべきである。また、实地棚卸残高と受払管理簿における残高に差異が生じた際は、原因を究明のうえ、あるべき会計処理を実施すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：186)</p>	<p>過徴収精算券を購入したときは受払管理簿に数量を記載し、残数も記載するよう改めた。もし、残高に差異が生じた場合には原因究明を行い、経理処理を実施するよう職場内周知を行った。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(エ) 適切な貯蔵品計上の必要性について></p> <p>建設工事の残材は、未使用であるという実態を反映し固定資産ではなく貯蔵品として貸借対照表に計上すべきである。</p> <p>また、犬釘については貯蔵品名鑑に記載しており市交通局として原則的な取り扱いをすとの判断を下しているのであれば、市交通局自ら定めたルールに従い、決算日現在に存在する犬釘の一部ではなくその全てを貸借対照表に貯蔵品として資産計上すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：189)</p>	<p>平成 28 年度末に実施した実地たな卸の結果、貯蔵品として計上していないものについては建設改良工事の残材であり、当該資産価値については止むを得ず、固定資産として計上していることが判明したため、資産の二重計上にならぬよう、簿外資産（使用済みのもの）として管理するよう整理した。</p> <p>犬釘については、資産価値が低いことから重要性の原則に鑑み、簿外資産として管理することとした。なお、犬釘は、軌条の緊急的、突発的な補修に使用されることも多いことから、実務上も出庫依頼等を経て払い出す必要がある貯蔵品としてではなく簿外資産として管理することが適切であると判断した。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>
<p><意見：(オ) 棚卸資産の整理整頓について></p> <p>不良品や今後の使用見込がない棚卸資産は、売却できるものは売却し、そうでないものは速やかに廃棄すべきである。</p> <p>また、棚卸資産の保管場所を予め決定し、どこに何を保管しているか判るように整理整頓を徹底すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：190)</p>	<p>不用品及び廃棄物については、定期的に廃棄を行っている。</p> <p>保管場所に関しては整理整頓を行った。</p> <p>これからも、現状を維持できるように定期的に不用品を廃棄し整理整頓を行っていく。</p>	<p>平成 30 年 10 月 31 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(カ) 適正在庫量の把握の必要性について></p> <p>棚卸資産の購入は、使用時期、使用見込数量等を勘案したうえで行うべきである。そうすることで、資金繰りが改善するとともに棚卸資産の管理に要する手間暇を削減することができ、効率的な経営に資することができる。</p> <p>また、実地棚卸時には、現物の有無、数量、使用できるか否かの品質の確認のほか購入時期を把握し購入後長期間経過しているものについては今後の使用見込を判断し、使用見込がないものについては売却・廃棄等を実施すべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：190)</p>	<p>実地棚卸時に現物の有無、数量はもちろんのこと、使用できるか否かも確認した。</p> <p>また、今後は使用見込みを立てたうえで購入するよう改め、適正在庫量把握に努める。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>
<p><意見：(ケ) 貯蔵品の受払管理簿と現物との間に不一致が生じた場合の適切な対応について></p> <p>貯蔵品の受払管理簿と現物資産との間に不一致が生じた場合は、原因を究明し適切に処理すべきである。</p> <p>また、経理班から営業推進班への nimoca カードの払出は交通局内における単なる資産の移動であり、交通局外部の乗車客に払い出した際に経費処理することが適切である。又はいったん営業推進班への移動時に経費処理を行い、年度末で乗車客へ払い出ししていないものについて貯蔵品へ戻し入れする処理を行うべきである。</p> <p>(報告書掲載ページ：191)</p>	<p>貯蔵品の数量に不一致が生じた場合は原因究明後、適正に処理していく。</p> <p>nimoca カードについては、平成 29 年度期末時点から、交通局内に残っている数量を確認し、貯蔵品に戻入処理するよう改めた。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><意見：(サ) 未経過保険料の会計処理について></p> <p>長期保険契約に係る支出を行った場合には、勘定科目表にあるとおり、前払費用（未経過保険料）を計上する会計処理を行うべきである。</p> <p>なお、1年契約の自動車損害賠償責任保険のように、毎年定期的に発生する保険料については期間損益に与える影響が少ないことから、支出時に経費処理する例外が認められている。そのような処理を行う場合には、適用要件を明示したうえで例外的会計処理を認めるように勘定科目表等を見直すことが適当である。</p> <p>（報告書掲載ページ：192）</p>	<p>平成 29 年度決算時から複数年にまたがる自動車損害賠償責任保険について、未経過保険料として経理処理を行うよう改めた。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：(ア) 固定資産台帳残高と元帳残高との不整合について></p> <p>固定資産管理システムに登録している「長期前受金」についての「固定資産明細書」と内訳書(会計システム)との整合確認が実施されていない状況である。長期前受金の計上は会計基準変更の大きなポイントであり、公営企業が負担すべき固定資産償却額を適切に表すうえで非常に重要である。</p> <p>このため決算においては、長期前受金の管理台帳でもある固定資産管理システムと会計システムとの整合確認を実施し、差異がある場合には適切に処理する必要がある。</p> <p>上記確認が不十分であった結果、平成 28 年度においては、決算書の「長期前受金」の金額が 195 千円、「長期前受金収益化累計額」の金額が 1,320 千円、それぞれ本来あるべき数字と相違している。</p> <p>なお、上記の 195 千円については平成 29 年度中に修正済である。 (報告書掲載ページ：199)</p>	<p>平成 29 年度決算から固定資産管理システムと会計システムとの整合確認を実施するよう改めた。</p> <p>なお、長期前受金収益化累計額 1,320 千円の数字の相違に関しても、平成 29 年度中に修正済みである。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>

指摘事項等	措置内容	措置日
<p><指摘：(イ) 企業債の償還に関する補助金の管理と収益化について></p> <p>長期前受金に係る管理台帳間（固定資産台帳上の残高とエクセル管理台帳の残高）の突合が不十分であった結果、平成 28 年度末において 1,279 千円の収益化計上もれ（収益の過少計上）が生じている。</p> <p>今後、決算処理においては、繰延収益の償却計算を実施しているエクセル管理台帳と固定資産台帳との整合を確認し、エクセル管理台帳における繰延収益の償却計算が適切であり、漏れのないことを確認する必要がある。</p> <p>また、決算時においてはこれらの補助簿と元帳との整合性を確認し、適切な経理処理を確実に行う必要がある。</p> <p>（報告書掲載ページ：201）</p>	<p>平成 29 年度決算で過去の計上漏れ等については、適切に修正を行った。今後は決算整理時に、補助簿と元帳との整合性を確認することとし、経理処理を確実に行うこととした。</p>	<p>平成 30 年 3 月 31 日</p>